

報告第9号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年11月10日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 事業名 雄馬別地域集会施設再整備事業
- 2 事業の場所 雄馬別13線25-7
- 3 契約金額 変更前 57,090,000円
変更後 59,565,000円
- 4 契約の相手方 令和3年度芽室町地域集会施設再整備事業コンソーシアム
代表者 帯広市西5条南29丁目2番地2
株式会社岡田設計 帯広事務所
取締役帯広事務所所長 裊地 潤一
- 5 契約期間 自 令和3年6月 2日
至 令和4年3月15日
- 6 事業の概要 雄馬別地区の地域集会施設を再整備（新築）するもの。本事業では、その再整備にかかる基本（調査測量業務を含む。）・実施設計及び建設工事（工事監理を含む。）を実施する。
- 7 変更内容 土壌改良及び建設建物の杭工事を追加
令和3年10月27日 専決処分

説 明

雄馬別地域集会施設再整備事業について、事業請負契約書第45条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。